

製造業では中四国初！

徳島県内3社目の「プラチナくるみん」認定企業 西精工株式会社を認定しました！

徳島労働局は、次世代育成支援対策推進法に基づく特例認定（通称：「プラチナくるみん認定」）企業として、西精工株式会社（徳島市、代表取締役 西泰宏）を平成29年9月7日付けで認定しました。「プラチナくるみん認定」企業は、徳島県内で3社目となります。

平成29年9月28日（木）徳島労働局において、認定通知書交付式を行いました。



特例認定マーク
「プラチナくるみん」

認定通知書交付式において、鈴木局長から認定通知書の交付を受ける西精工株式会社の西代表取締役（右）

プラチナくるみん認定は、くるみん認定を受けた企業のうち、男性の育児休業取得率が13%以上、ワークライフバランスに係る数値目標の達成、女性労働者の能力向上に係る取組等、より高い水準の取組を行った企業が受けることができます。

平成29年8月末現在、全国で153社がプラチナくるみんの認定を受けています。



左から、鈴木局長、西代表取締役、佐藤雇用環境・均等室長



西代表取締役のコメント

プラチナくるみん認定をいただいて身の引き締まる思いです。社員を家族のように思いこれまで取り組みを行ってきました。特に、家事や育児など家庭責任があって時間に制約のある社員は、時間の使い方がうまく、エネルギーにあふれていて、他の社員が学ぶ点が多く、会社にとって大切な存在です。

これからも、全ての社員が働くことに幸せを感じることができるよう、「働き方改革」に取り組んでいきたいと思ひます。

西精工株式会社の行動計画の内容と取組

所在地：徳島市
業種：製造業
労働者数：243人（男性195人、女性48人）

1 行動計画の期間

平成26年8月1日～平成29年7月31日までの 3年間



2 行動計画の目標

目標1 計画期間内において、育児休業取得状況を次の水準以上にする。

男性社員…2人以上、女性社員…取得率90%以上

目標2 計画期間内に、小学校1年生修了までの子を持つ社員が、希望する場合に取得できる育児短時間勤務制度を導入する。

目標3 配偶者出産休暇制度の周知を行い、対象者の取得率を90%以上とする。

目標4 リフレッシュ休暇制度について取得率100%を目指し、取得状況を公開する。

目標5 インターンシップ制度の整備を行い、1年間で5人以上の受け入れを行う。

3 目標に対する取組結果

【目標1について】 男性社員は2人が取得、女性社員の取得率は100%。

【目標2について】 平成27年7月に導入済。

【目標3について】

男性社員向けの休暇取得に係る啓発資料を作成配布。取得率は100%であった。

【目標4について】

取得率は100%。取得状況については、計画表を作成配布し、毎月確認している。

【目標5について】 毎年5人以上の受け入れを行った。

4 その他の特例認定基準達成状況

(1) 小学校就学前の子を育てる労働者のための措置（特例認定基準7）

小学校就学の始期に達するまでの子を対象とする所定外労働の制限制度、育児短時間勤務制度、時差出勤の制度

(2) 働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備（特例認定基準9）

① 所定外労働の削減のための措置

毎月第2・第3週末稼働日を「全社一斉ノ一残業デー」と設定し実施。

② 年次有給休暇の取得の促進のための措置

リフレッシュ休暇制度。取得率100%を目標に掲げ、達成。

③ その他の働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備のための措置

中学校3年生修了時まで利用できる「学校行事への参加のための休暇制度」を導入。

(3) 出産した女性労働者の継続就業率（特例認定基準9） 100%

(4) 女性労働者の就業継続、能力向上、キャリア形成の支援のための措置（特例認定基準10）

女性の活躍推進に向けた管理職研修を実施。